

審査基準

令和4年3月15日作成

法令名：銃砲刀剣類所持等取締法
根拠条項：第9条の3第1項
処分の概要：猟銃等射撃指導員の指定
原権者（委任先）：東京都公安委員会
法令の定め： <ul style="list-style-type: none">○ 銃砲刀剣類所持等取締法 第9条の3第1項○ 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則 第1条（届出及び申請の手続） 第12条（推薦等） 第42条（猟銃等射撃指導員の基準） 第43条（射撃指導員の指定の申請の手続）
審査基準： <p>銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第42条第1項各号について、面接、試験、関係公益法人からの推薦等の方法により審査を行い、全てに適合していれば指定を行う。</p> <p>なお、同規則に定める猟銃等射撃指導員の指定の基準中</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 「銃砲、火薬類及び狩猟に関する法令」とは、銃砲刀剣類所持等取締法、武器等製造法、火薬類取締法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等の法律、これらに基づく命令及びこれらに基づく行政庁の処分を指す。(2) 「相当な人格識見」とは、猟銃等の射撃に関するものにとどまらず、社会生活全般におけるそれを指す。(3) 「相当な知識」、「相当に習熟」とは、一般的な知識、技能にとどまらず、指導の相手方の個別具体的事案に即して指導可能な程度に知識、技能を有するという趣旨である。
標準処理期間：35日（行政庁の休日は含まない。）
申請先：あなたの住所地を管轄する警察署の生活安全課
問合せ先：同上
備考：